

防衛省訓令第111号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

演習場周辺の移転補償等の実施に関する訓令

改正 平成24年4月27日省訓第19号

（移転の補償等）

第1条 地方防衛局長は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。次条において「法」という。）第2条第1項に規定する自衛隊等（以下この項において「自衛隊等」という。）が使用する北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）、矢臼別演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場、饗庭野演習場及び日出生台演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生

ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が別に指定する区域（以下この条において「移転補償区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物及び建物と一体として利用されている立木竹その他土地に定着する物件（以下この項において「建物等」という。）の所有者が当該建物等を移転補償区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 地方防衛局長は、移転補償区域に所在する次の各号に掲げる土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

（１） 宅地（前項の規定による指定の際宅地であるものに限る。）

（２） 前項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、

その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（３） 前２号に掲げる土地以外の土地で、国が当該土地の隣接地を買い入れることにより、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

３ 地方防衛局長は、地方公共団体その他の者が移転補償区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（移転補償等の実施）

第２条 演習場の周辺地域における移転の補償等の実施に関しては、法第５条の規定に基づく移転の補償等の例による。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月27日から施行する。